

森林境界の明確化を応援します

「林業・木材産業循環成長対策交付金」 ～森林整備地域活動支援対策～

境界が不明な森林において、**将来的な森林整備に向けて、森林境界(所有者界)を明確にする活動**(現地測量、リモートセンシングデータを活用した境界測量、森林所有者の同意取得等)を**支援**します。

【支援のポイント】

- **森林経営計画の作成は、要件ではありません。**(ただし、将来的な森林整備に繋げることが前提です。)
- リモートセンシングデータを活用することで、**現地立会の省略や机上での同意取得が可能です。**
- 測量成果に対して、最終的に森林所有者の同意が得られなかった場合も、支援の対象となります。(ただし、所有者へ事前の周知をしないで実施した測量は除きます。)
- 林地台帳、森林簿、登記簿を活用しても判明しなかった森林所有者を探索する場合の支援もあります。



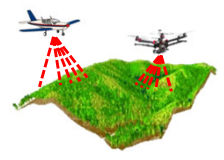
森林境界の明確化

【支援対象となる地域活動の内容】

- ・ 境界明確化に必要な境界情報の収集
- ・ 境界の測量(リモートセンシングデータによる画面上での境界測量を含む)
- ・ 境界に隣接する者双方の同意取得 など



所有者立ち会いのもと境界を明確化



リモートセンシングデータを用いた測量

【地域活動の種別及び交付単価】

森林境界の測量※1	22,500円/ha
性能の高い機器※2を用いた境界の測量及び基準点等と結合する測量※1	+5,000円/ha
リモートセンシングデータを用いた森林境界の測量	+8,500円/ha
リモートセンシングデータを用いた森林境界案の作成※3	20,000円/ha
所有者が不明な森林※4を対象に、戸籍や住民票等を活用して所有者の探索	2,500円/ha

※1: 不在村森林所有者を対象とした現地立会いを実施する場合は6,500円/haが加算されます。

※2: 性能の高い機器とは、トータルステーション、GNSS測量機など

※3: リモートセンシングデータを用いて境界の位置情報を整理(境界推測図を作成)し、地元精通者(第三者)の確認により森林境界案を作成してください。なお、次年度以降、境界案について森林所有者と合意形成を行い、境界を確定してください。

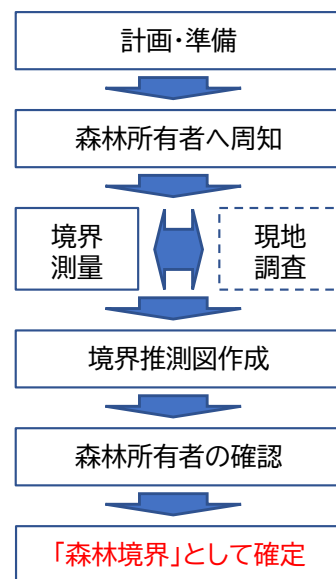
※4: 所有者が不明な森林とは、林地台帳、森林簿、登記簿を確認した結果、所有者が不明であった森林

性能の高い測量機器を用いた境界測量及び基準点等と結合する測量、リモートセンシングデータ(4点/m²の計測密度)を用いた測量は、地籍調査で活用できる可能性があります。

【リモートセンシングデータの活用】※交付単価への加算措置あり

- ・「微地形表現図」、「樹高分布図」、「林相識別図」、「空中写真」などのリモートセンシングデータや公図、登記所備付地図などの公的書類を活用して、画面上での境界測量を行い、隣接する双方の森林所有者の同意を取得して、境界を明確にします。
- ・微地形表現図等がない場合でも、過去と近年の空中写真などと公的書類を活用して、画面上での境界測量を行うことも可能です。
- ・リモートセンシングデータを用いた測量にあっては、現地立会の省略や机上での同意取得が可能になります。
- ・測量成果の同意取得に当たり、登記情報を確認しても所有者を確認できなかった場合、又は、作成した境界推測図に所有者の同意が得られず、不同意とする森林所有者の意見書がある場合も、支援の対象となります。

境界明確化フロー図
(リモセン活用)



境界明確化の取組事例(金沢市)

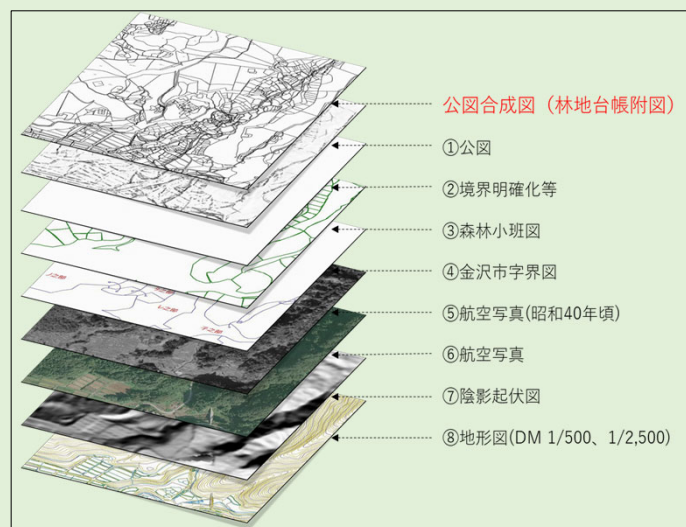
金沢市では、

- ・従来方式の境界明確化(現地立会、草刈り、杭の設置、測量を人力で実施)では時間がかかるため、調査速度の速い技術に見直した。
- ・現地立会・測量は行わないこととした。

【境界明確化手法】

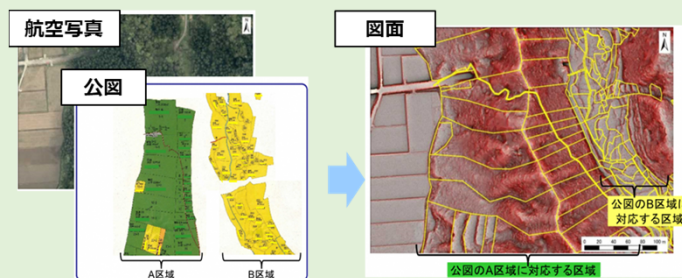
- ・公図、小班図、航空写真、微地形表現図、陰影起伏図、地形図等の重ね合わせにより「公図合成図」を作成。
⇒公図合成図の作成にあたっては、地形(谷・尾根・河川)等を重視して、字界を配置(森林の位置を修正)。

- ・公図合成図の作成は、地籍の専門家である地籍工程管理士や地籍総合技術管理者等に外注。



【同意の取得】

- ・意向調査の際に、調査票、対象森林一覧表と併せて、対象森林の位置を示す図面を森林所有者に送付し、書面での確認・同意を取得。



(出典：国土交通省)

【成果の活用】

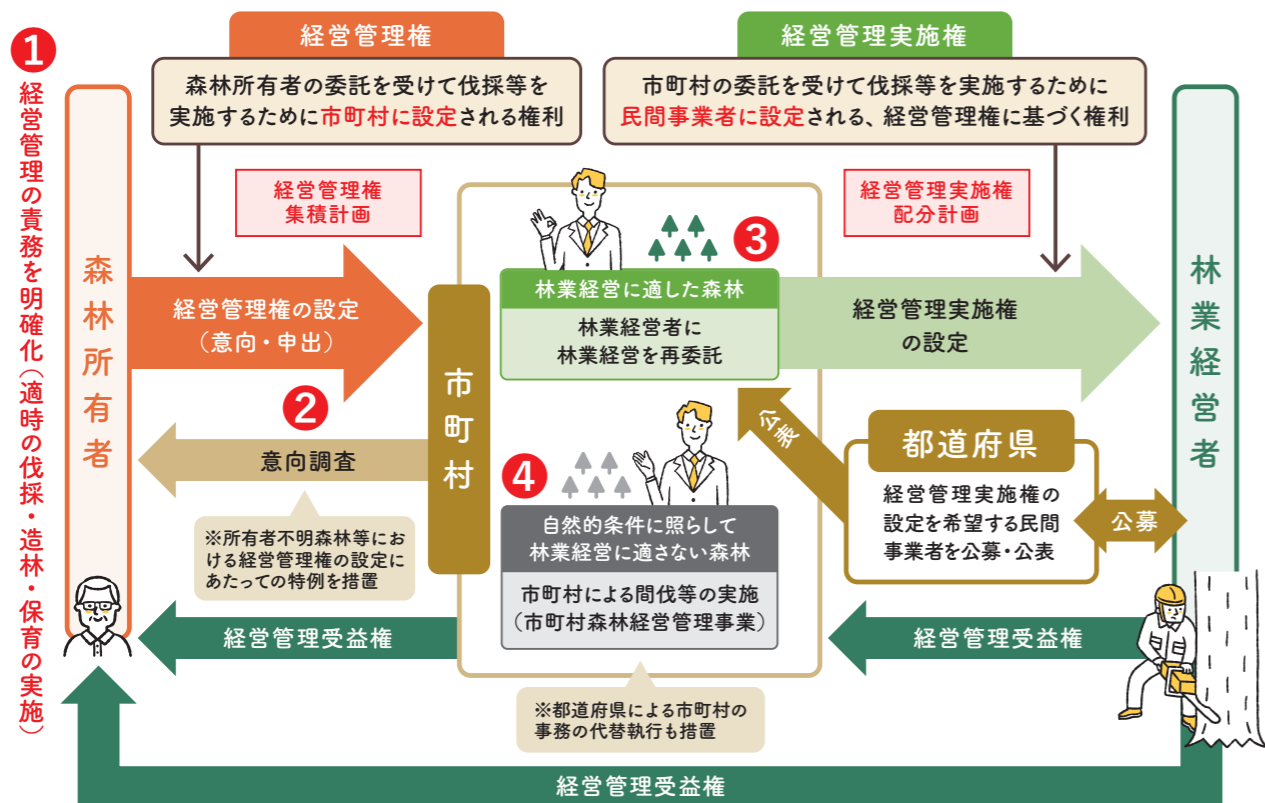
- ・作成した公図合成図は、「林地台帳付図」(電子データ)へ転用して、林地台帳制度に基づき、林業事業者へ情報提供。

森林経営管理制度の概要

(平成31年4月1日施行)

制度の主な流れ

- 1 森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化(法第3条第1項「森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」)
- 2 市町村が意向調査を実施し、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける(※所有者が不明な場合にも特例を措置)
- 3 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に再委託
- 4 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が自ら管理を実施



林野庁ホームページもご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>



お問い合わせ

林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126
または森林の所在する市町村の林務担当窓口(具体的な連絡先は各市町村の総合案内にお問い合わせください)

あなたの“森林” 手入れができていますか？



近隣住民

近くの森林が
全然手入れされて
ないけど、
大雨で崩れないかな…



地元の市町村

地域の資源として
活用したいけど、
所有者が分からなくて
連絡がとれないな…



地元の事業者

隣の所有者が
同意してくれたら、
森林をまとめて
管理できるのにな…



あなたの森林を
市町村に委ねることで
**災害を
防止できる
かもしれません**



あなたの森林を
市町村に委ねることで
**地域のために
活かせる
かもしれません**



あなたの森林を
市町村に委ねることで
**木材として
活用できる
かもしれません**



市町村を通じてあなたの森林を活かす仕組み、
それが「森林経営管理制度」です。

林野庁

あなたの森林を 活かすためにできること



日本の国土の約3分の2は森林で、戦後に植えられた人工林が大きく育ってきています。一方で、世代交代や暮らしの多様化などの理由で手入れがされなくなった森林が多くあります。

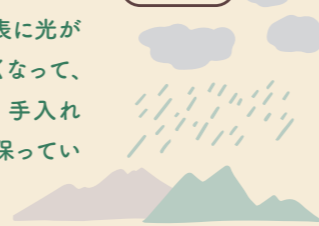
近くの森林が全然手入れされていないけど、
大雨で崩れないかな…



近隣住民

あなたの森林を市町村に
委ねることで、災害を防止
できるかもしれません

森林のうち人が植えて育てた人工林は、間伐などの手入れを行わなければ、地表に光が十分に届かずに、下層植生が乏しくなって、災害に弱い森林になりかねません。手入れを行うことで、森林の機能を健全に保つていくことができます。



地元の市町村

地域の資源として活用したいけど、
所有者が分からなくて連絡がとれないな…

森林の約3割は相続登記が行われていないこと等により、所有者がただちに判明しない状況になっています。所有者が誰なのか容易に分らないままだと、森林の整備を行うことができず、地域の重要な資源である森林の有効活用を図ることができません。

あなたの森林を市町村に
委ねることで、地域のために
活かせるかもしれません



隣の所有者が同意してくれたら、
森林をまとめて管理できるのにな…



地元の事業者

あなたの森林を事業者
に委ねることで、木材として
活用できるかもしれません

森林の持ち主の約9割は、林業をするには小さな所有規模です。小さい面積でも、意欲のある林業経営者が、周りの森林と一緒にまとめることで、道を整備して、一体的に手入れを行うことができるようになります。木材生産が可能となる場合もあります。



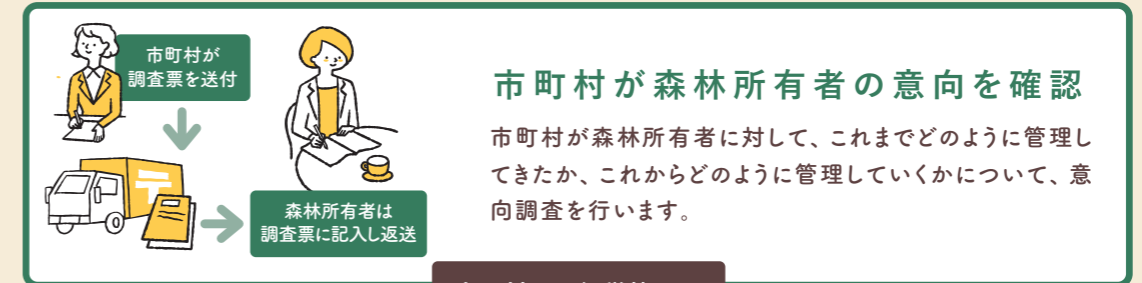
人と森林をつなぐために

手入れが十分に行き届いていない森林の整備を進めていくために、「森林経営管理制度」ができました。

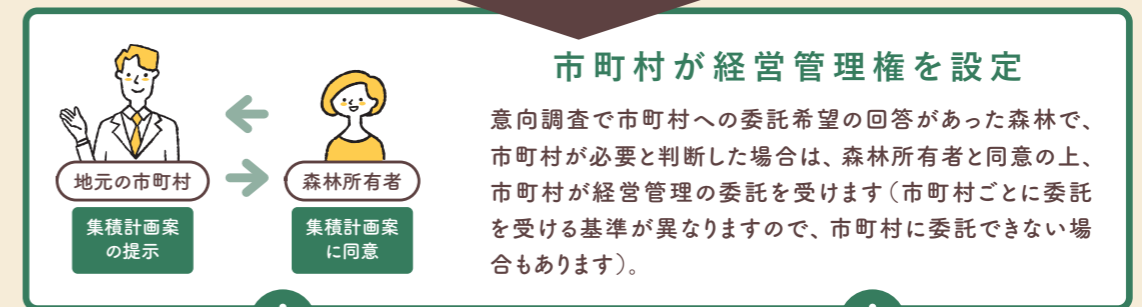
森林を所有している方には、適切な手入れなどの経営管理を行う義務があります。ご自身で森林を管理するのが難しい場合や、相続などで受け継いだ森林の扱いにお困りの場合は、一度、お持ちの森林がある市町村へお問い合わせ下さい。

森林経営管理制度

森林の **経営** や **管理** を 市町村に任せるものです



市町村への経営管理の
委託を希望する場合



林業経営に向かない森林は
市町村が管理

Aさんの森林は、林業経営には向いていませんでしたが、集落から近く、土砂崩れのおそれがあったので、防災のための間伐が行われました。



自分では管理できずに困っていましたが、地域の安全・安心につながって、とてもうれしいです。

林業経営に向いている森林は
市町村が林業経営者に任せる

Bさんの森林は、周りの森林と一緒に管理することで、林業経営が可能になりました。市町村から委託を受けた林業経営者による木材生産が行われました。



この制度をきっかけにして、放置していた森林が整備され、木材の販売収入も得られました。

令和6年4月から 相続登記の申請が義務化されます

あなたがお持ちの森林の土地の相続登記はお済みですか？

- ✓ 令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。
- ✓ 法施行より前に相続した不動産も、義務化の対象です。
- ✓ 新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

お問い合わせ先

- 制度や手続きの詳細については、法務省Webサイトを
ご覧ください。

相続登記の義務化の詳細について(法務省Webサイト) ▶



Q1 相続登記の義務化とは、どのような内容ですか？

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。

※正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。



Q2 義務化が始まるのは、いつからですか？ 義務化前に相続した不動産も対象ですか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。
令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります(令和9年3月31日までに申請する必要があります。)ので、要注意です。

Q3 不動産を相続した場合、どう対応すればいいですか？ 相続人が多数いて、早期の遺産分割が難しいのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、「相続人申告登記※」という簡便な手続を法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人の1人であることを申告する、簡易な手続です。

Q4 相続登記については、どこに相談すればよいですか？

お近くの法務局(予約制の手続案内を実施中)や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。



Q5 自分の森林がどこにあるのか分からないのですが。

森林が所在する(と思われる)地域を管轄する市町村の林務担当部局等にご相談ください。

法務省
不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Q6 森林を今後どのように管理したら良いか分かりません。

森林が所在する地域を管轄する都道府県の出先機関や市町村の林務担当部局、森林組合等にご相談ください。



どうして、森林を守るの？

人は、はるか昔から森林を守り続けてきました。

森林は安全で豊かな私たちの暮らしを支えているからです。

その働きは森林が健やかな状態でなければ発揮されません。

だからこそ私たちの手で整備し、

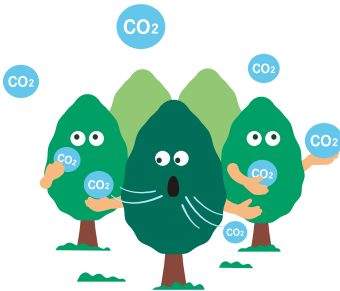
守っていくことが必要なのです。



私たちの暮らしを支える森林の働き



温室効果ガスの削減



木々は地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)を吸収します。

自然災害の防止



木々が根を張ることで土砂崩れを防ぎます。
また、下草や落葉・枝などが表土の流出を抑えます。

水資源の貯蓄・浄水



雨水をゆっくり土の中に浸透させ、洪水時や無降雨時の川の流れを調節します。
さらに、染み込んだ雨水を浄化します。

森林を守ることは、私たちの暮らしを守ること。

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

森林環境税の仕組み

国民の皆様から納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。

(年間総額約600億円)

森林環境税

年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収



森林環境譲与税

国から市町村と都道府県に譲与



森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の取組に活用

私有林人工林面積
林業就業者数
人口により按分

国

←



全国の市町村で森林環境譲与税を活用して、
森林を持続的に活かしていく取組が広がっています

森林の整備



森林経営管理制度による間伐



竹の伐採などの里山整備



花粉症対策となるコナラへの植替え

人材の育成



知識・技術が習得できる講座



林業機械シミュレーターでの研修



新規苗木生産者等への巡回指導

木材の利用や普及啓発



建築物への木材利用



高校生作製ベンチを小学校等へ寄贈



都市・山村連携による森林環境教育

[森林環境譲与税を活用した自治体の取組の実績]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
森林整備面積	約5.9千ha	約17.9千ha	約30.8千ha	約43.3千ha
林道や森林作業道等の整備	約90千m	約238千m	約420千m	約514千m
木材利用量	約5.4千m ³	約13.4千m ³	約22.5千m ³	約27.6千m ³
イベント等	約900回	約1000回	約1800回	約2400回

森林環境税・森林環境譲与税の詳細は



森林経営管理制度の詳細は



お問い合わせ

[森林環境譲与税の取組の実施や森林経営管理制度に関すること]

林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126

[森林環境税・森林環境譲与税の仕組みに関すること]

総務省 自治税務局 市町村税課 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話 03-5253-5669

地域林政アドバイザー制度のご案内

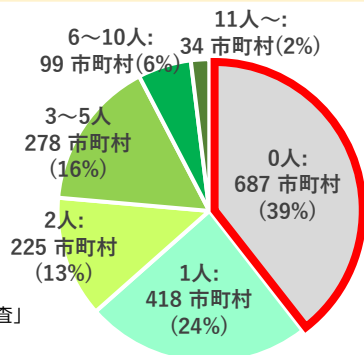
—あなたの力を地域の森林づくりに活かしてみませんか？—

- 多くの市町村では、森林・林業に係る施策を進めるに当たり、林務担当職員の人員体制や、専門的な知識などのノウハウが不足しています。
- **地域林政アドバイザー制度**は、都道府県や市町村が、森林・林業の知識や経験を有する技術者を雇用（又は技術者が所属する法人等に事務を委託）して、**市町村の森林・林業行政に携わっていただく仕組み**です。
- あなたの森林・林業に関する知識と経験が市町村の現場で必要とされています！地域の森林・林業を支える取組に力を貸して頂けませんか。

市町村の森林・林業行政の課題

- 全国の市町村の4割で**林務担当職員数が0人**であるなど、人員体制が不十分な市町村が多く存在します。
- 一方で、近年、**市町村が森林・林業分野で担う役割は大きく増加**しており、体制整備が急務となっています。

市町村ごとの林務担当職員数



出典：総務省
「地方公共団体定員管理調査」
(令和4年)

市町村の役割の強化 (H10以降の主なもの)

- H10**～
 - ・市町村森林整備計画
 - ・森林経営計画の認定
 - ・伐採・造林届の受付
- H24**～
 - ・新たな森林所有者の届出
- H28**～
 - ・林地台帳の整備
- R1**～
 - ・森林経営管理制度、森林環境譲与税

業務の増加

地域林政アドバイザー制度のイメージ

市町村



林務専任の
担当者がいない

専門的な
助言が欲しい

技術者の皆様



知識や経験を
活かした仕事がしたい

地域の森林管理に
携わりたい

市町村が
技術者を
雇用
(又は法
人へ業務
委託)

技術者がアドバイザーとして
市町村への指導・助言を行うことで、
地域の森林・林業行政の推進を支援

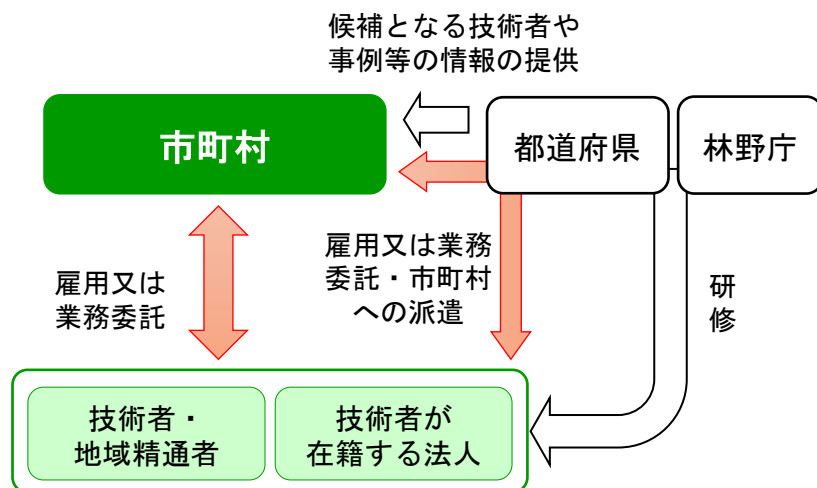


様々なメリットが生まれます

- ✓ 市町村：日々の業務の円滑化
- ✓ 技術者：活躍の場の創出
- ✓ 地域：森林整備の進展や林業の活性化

制度のスキーム

- ▶ 地域林政アドバイザーの雇用等を行うとする市町村（又は都道府県）が技術者の募集を行い、アドバイザーへの就任を希望する技術者（又は法人）が応募します。
- ▶ その後、市町村から、委嘱状の交付等による委嘱（又は委託）を受け、アドバイザーとしての活動に従事して頂きます。



※都道府県・市町村が地域林政アドバイザーを雇用（又は委託）した場合の経費は、特別交付税措置の対象となります。（措置率：都道府県0.5、市町村0.7 対象経費：1人あたり500万円が上限）

地域林政アドバイザーの要件

- ▶ 地域林政アドバイザーは、以下のいずれかに該当する技術者（又はその技術者が在籍する法人）が対象です。

- ・ 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む）
- ・ 技術士（森林部門）
- ・ 林業技士
- ・ 認定森林施業プランナー
- ・ 認定森林経営プランナー
- ・ 地域に精通する方で、林野庁が実施する研修又はそれに準ずる研修を受講する者

地域林政アドバイザーによる支援活動の例

- ▶ 地域林政アドバイザーには、市町村における以下のような活動に従事して頂きます。（具体的な業務内容は、各市町村との契約内容によります。）

- ・ 市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務
- ・ 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注への助言
- ・ 森林経営計画の認定の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- ・ 森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
- ・ 伐採・造林の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- ・ 民有林における地籍調査、境界明確化活動の指導・助言
- ・ 森林GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス（新たな土地所有届出や所有者からの修正申し出を踏まえたデータの更新）への助言 等



※ 施策の企画立案や林業関係者等への指導・助言といった政策にかかわる活動を対象としており、単なる巡視などの単純な活動は対象となりません。

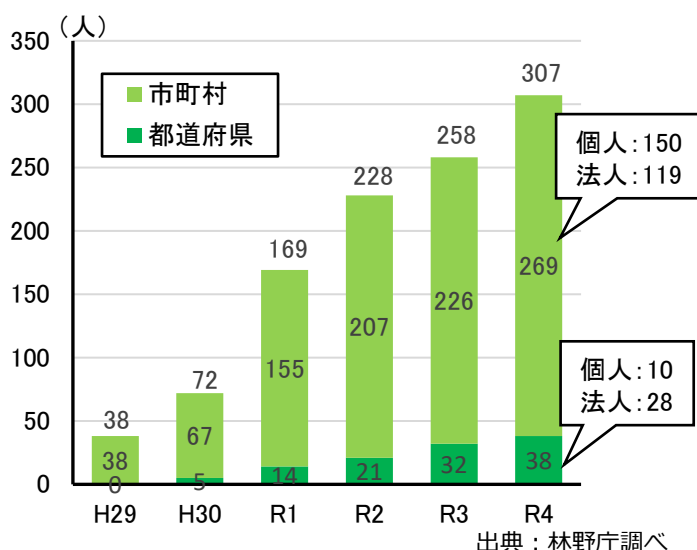


地域林政アドバイザーの活動状況

アドバイザーの活動実績

- 地域林政アドバイザーの活用実績は毎年増加しており、令和4年度には、204自治体で307名の地域林政アドバイザーが活動しました。
- 都道府県・市町村の別では市町村が約9割です。市町村における雇用形態別では個人の方が多くなっています。

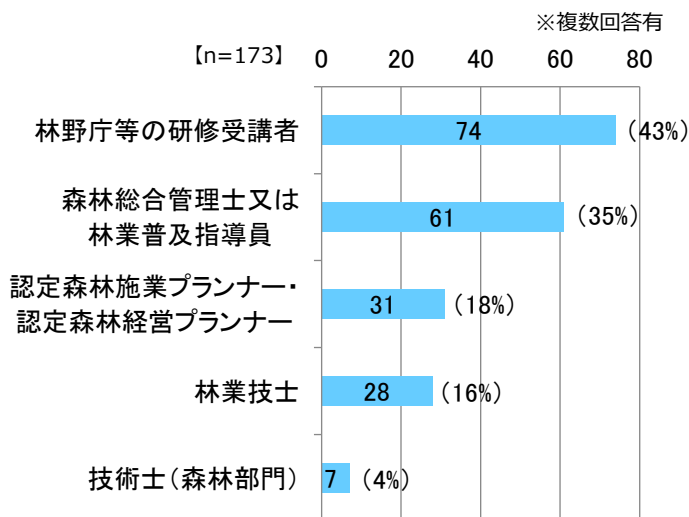
■地域林政アドバイザーの活動人数



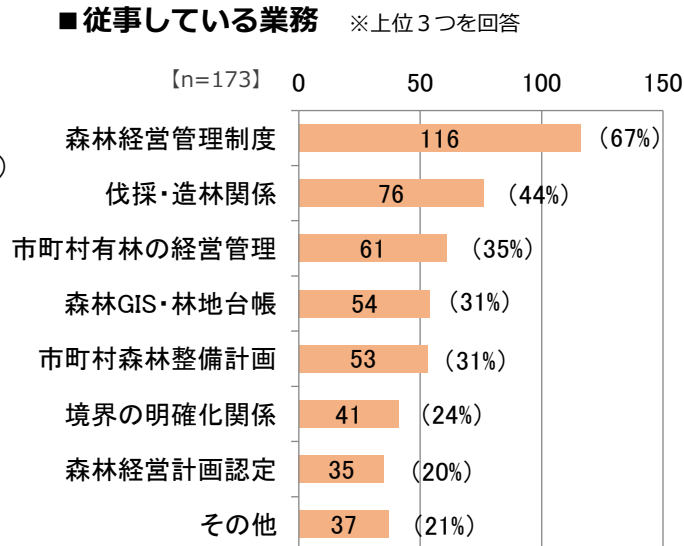
現役アドバイザーの状況（令和4年度に実施したアンケートより）

- 資格等の保有状況については、「林野庁等の研修受講者」（43%）が最も多く、次に「森林総合監理士又は林業普及指導員」（35%）でした。
- 携わっている業務は「森林経営管理制度」（67%）が最も多く、次いで、「伐採・造林関係」（44%）、「市町村有林の経営管理」（35%）でした。

■アドバイザーの要件となる資格等の保有状況



■従事している業務



■アドバイザー経験者の声

市町村が主体的に森林管理をする重要性を感じていたので自分が携われてうれしい

これまで従事してきた森林・林業関係の仕事の経験を活かすことができた

自分のスキルを活かしつつ地元の活性化に貢献できた

出典：林野庁 地域林政アドバイザーの活動に関するアンケート(令和4年7月実施)



活動事例

個人へ委嘱 -熊本県御船町-

御船町では、林務専門職員が不在の中、平成31年4月の森林経営管理制度の制度開始に合わせて、元森林組合職員の高添さんに地域林政アドバイザーとしての業務を委嘱しました。

高添さんは、元森林組合職員としての経験や知識を活かして意向調査を進めるとともに、地元精通者の協力のもと、境界明確化を計画的に実施しています。

御船町の地域林政アドバイザー

高添 孝司さん

- ・熊本県地域林政アドバイザー研修受講（活用推進要綱に基づく研修）
- ・元森林組合職員



法人へ委託 -宮崎県串間市-

串間市では、林務専門職員が不在の中、平成30年度より地域林政アドバイザー制度を活用して南那珂森林組合に業務を委託しています。

同森林組合は、民有林における伐採、災害、造林のパトロールによる管内業者への指導や、誤伐・盗伐時におけるドローンによる空撮、市有林の管理業務への助言等の支援業務に対応しています。

串間市の地域林政アドバイザー

南那珂森林組合

- ・技術士
- ・林業技士
- ・認定森林施業プランナー



お問い合わせ先

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126

林野庁ホームページ：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tiikirinenseiadobaiza.html>



森林・林業の分野で
地域おこし協力隊制度を活用して
地域を盛り上げましょう！



林野庁 総務省

「地域おこし協力隊」は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。

森林・林業分野でも既に多くの地方公共団体で、地域林業の担い手の育成、地域の森林資源を活用した特産品や森林サービスの開発、地域の伝統技術や文化の継承などに、地域おこし協力隊員が活躍しています。

本パンフレットは、森林・林業の分野での地域おこし協力隊制度の活用がさらに進むよう、協力隊制度の概要や森林・林業分野での活用事例を掲載しました。

皆さんの地域でも、地域を盛り上げるために、森林・林業の分野で地域おこし協力隊制度を御活用願います。

～ 森林・林業分野での地域おこし協力隊の活動例～

地域林業の担い手として・・・

- ・隊員として森林施業等の技術を習得し、将来的には林業 従事者、森林施業プランナー等として活躍してもらう
- ・森林・林業の専門的知見をもった人材として、退任後に地域林政アドバイザー等として活躍してもらう



地域資源の発掘・活用を・・・

- ・地域にない視点を持った外部人材として、地域資源を活用した特産品や森林サービスの開発、販路開拓等を担ってもらう



地域の産業・歴史・文化を次世代に・・・

- ・子ども達に緑豊かなふるさとを誇りに思い、木に親しみ、木を通して感性を育む木育の指導者等として活躍してもらう



地域おこし協力隊とは？

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間、地域に居住して、「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

◆ 地域協力活動の例

- ・ 地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR
- ・ 農林水産業への従事
- ・ 住民の生活支援 など

○実施主体 地方公共団体

○活動期間 概ね1年以上3年以下

○国の支援

概ね次に掲げる経費について、特別交付税による措置を講じています。

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費

隊員1人あたり480万円上限

(報償費等280万円[*]、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)

* 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大330万円まで支給可能。
ただし、一人当たり480万円の上限は変更しない。

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費

任期2年目から任期終了後1年以内に起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費

1団体あたり300万円上限

④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費

1団体あたり100万円上限

⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費

1団体あたり100万円上限(プログラム作成等に要する経費)

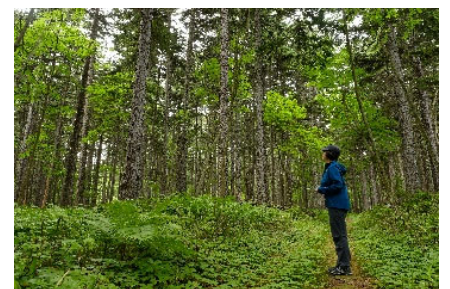
1人・1日あたり1.2万円上限(活動に要する経費)

⑥ 地域おこし協力隊の日々のサポートに要する経費

1団体あたり200万円上限(市町村に限る)

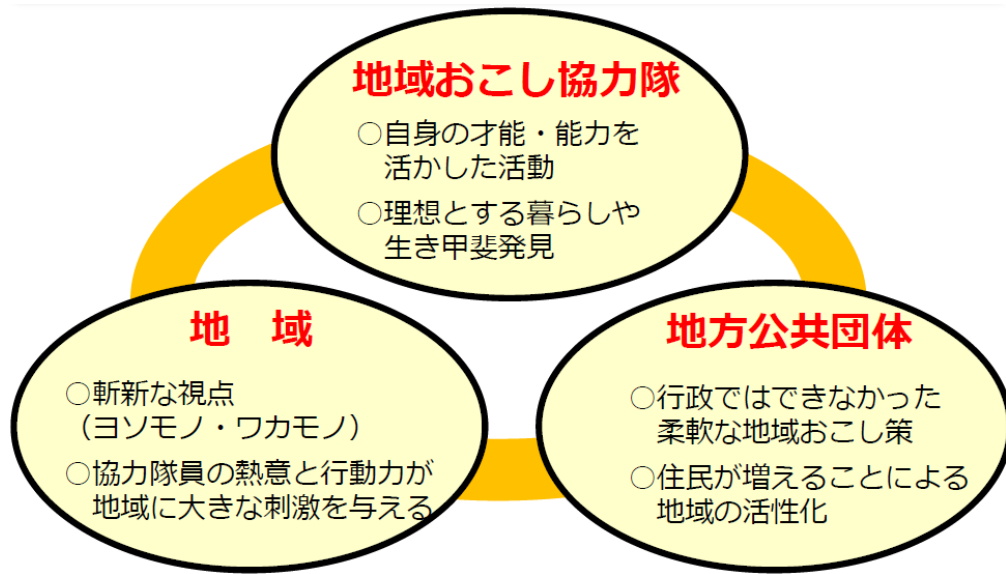
⑦ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費

措置率0.5



◆ 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



◆ 隊員数、取組団体数の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
隊員数(人)	617	978	1,629 (1,511)	2,799 (2,625)	4,090 (3,978)	4,976 (4,830)	5,530 (5,359)	5,503 (5,349)	5,560 (5,464)	6,015 (6,005)	6,447 (6,447)
団体数	207	318	444	673	886	997	1,061	1,071	1,065	1,085	1,116

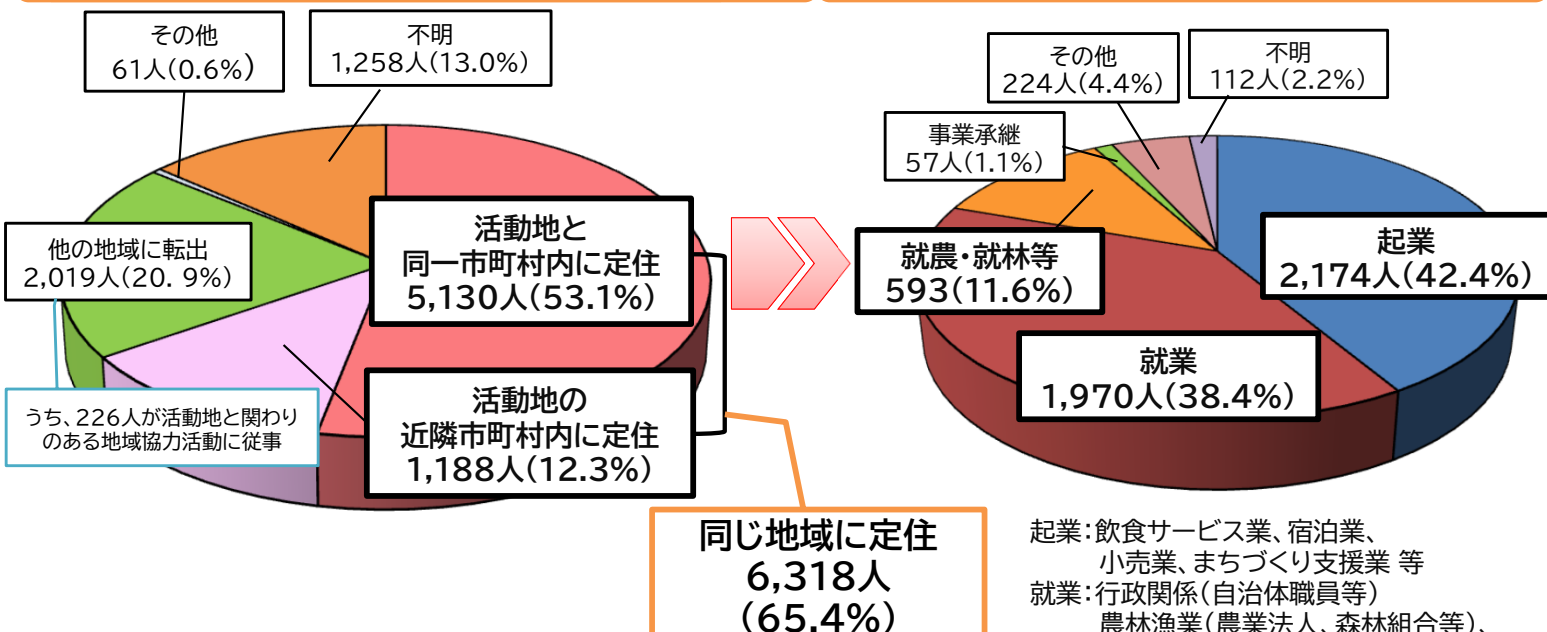
※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数。

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」(令和3年度で終了)の隊員数(平成26年度:118人、平成27年度:174人、平成28年度:112人、平成29年度:146人、平成30年度:171人、令和元年度:154人、令和2年度:96人、令和3年度:10人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

◆ 任期終了後の隊員の動向

任期終了後、およそ65%の隊員が同じ地域に定住

同一市町村内に定住した者(5,130人)の進路



※R4.3末までに任期を終えた隊員に関する調査(総務省 令和4年度地域おこし協力隊の定住状況等調査に係る調査結果より)

農山村へ若者を呼び込みたい！

▶ 緑のふるさと協力隊 ※特定非営利活動法人 地球緑化センターが実施しています。

農山村に興味をもつ若者が、地域再生に取り組む地方自治体に一年間住民として暮らしながら、地域密着型の活動に携わるプログラムです。協力隊員、受入自治体（市町村役場）、地球緑化センターの三者がそれぞれの役割を担って連携して進めています。



【緑のふるさと協力隊(地球緑化センターホームページ)】
<http://n-gec.org/>

民間企業等のスキルを地域活性化に活かして欲しい！

▶ 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうために必要な経費について、特別交付税による措置を講じています。



【地域活性化起業人(総務省ホームページ)】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_0310070.html

林業の担い手を育成したい！

▶ 「緑の雇用」事業と林業労働力の確保・育成について

林野庁では、林業を担う人材の確保・育成に向けて、「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、現場技能者のキャリア形成を支援し、人材を育成しています。



【「緑の雇用」事業と林業労働力の確保・育成について(林野庁ホームページ)】
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html>

市町村の森林・林業行政を支援して欲しい！

▶ 地域林政アドバイザー制度について

市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用(又は技術者が所属する法人等に事務を委託)することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図る制度です。この取組を行う市町村や都道府県に対しては、特別交付税により雇用や委託の経費が措置されます。



【地域林政アドバイザー制度について(林野庁ホームページ)】
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tiikirinseiadobaiza.html>



林業で地域おこし

あつけしちよう

北海道厚岸町では、見過ごしてしまいがちな林業の魅力情報を発信し「木材への親しみ」や「木の文化の理解」を深めるための「木育活動」を進めていただくことを目的として、令和2年度から、林業振興に関する地域おこし協力隊を採用しています。採用された隊員は、厚岸町森林組合に拠点を置き、林業技術の習得やSNS等を活用した町の魅力等の情報発信に取り組んでいます。



北海道厚岸町 地域おこし協力隊 佐倉 咲之介さん(活動期間:令和3年度～)

幼少より自然が好きで、自然に関わる仕事に従事したいという思いがありました。また、生態系の基礎となる森林環境の維持・保全に大きな関心があり、応募を決めました。現在は、林業に関する応用知識と現場技術の習得を目指し、厚岸町森林組合で森林整備に従事するとともに、森林や林業の魅力を町民にわかりやすく魅力発信しています。作業技術はまだまだ独り立ちには程遠いので、これからも引き続き先輩方に指導してもらいながら日々成長していけたらと思います。



地元の細かなニーズに応える協力隊員が活躍

おおつちちよう

岩手県大槌町では、林業のNPO法人の体制強化を通じて地域の林業に携わる人口を増やすとともに、町内の細かなニーズに応えることができる人材を増やすことを目的に、地域おこし協力隊を採用しています。令和5年度は、2名の隊員を採用しており、NPO法人において、素材生産事業、木工製品試作、地域向け木工教室等の活動を行っています。



岩手県大槌町 地域おこし協力隊 大邊 慧之さん(活動期間:令和4年度～)

東京で会社員生活を長く続けていましたが、田舎への移住や林業に携わる生活への憧れなどをきっかけに岩手への移住を検討し、大槌町の林業に係る地域おこし協力隊となりました。現在は、協力隊員として、森林での現場作業や、小中学生を対象にした木工教室、薪まつりなどのイベント開催の活動に取り組んでいます。林業の専門的な知識を身につけ、独立してからも、それを生業にしていくことを目標にしています。



林業技術の習得と都市部との交流の促進

ねばねむら

長野県根羽村は、村長が森林組合長、村の全世帯が山持ちで森林組合員という全国でも珍しいシステム作りを推進し、村民と行政が一致団結して豊かな森林と暮らしを守っています。基幹産業である林業の振興、持続可能な地域づくりを進めるために、地域おこし協力隊を林業従事者として養成し、村への定住促進を図ることに取り組んでいます。



長野県根羽村 地域おこし協力隊 山本 英介さん(活動期間:令和2年度～)

自伐型林業の講習や勉強会に参加し、林業の厳しい現状も理解した一方で、可能性のある面白い仕事のようにも思い、移住体験ツアーに参加した根羽村の協力隊員となりました。1,2年目は森林整備課職員として、森林組合の森林整備事業に従事し、林業機械の資格取得や林業の基礎知識を学びました。3年目以降は、現場作業を離れ、森林体験学習等の都市部との交流の促進に取り組んでいます。今後は、森林施業プランナー資格を取得し、プランナー業務と並行して都市部との交流活動を継続していく予定です。



森林整備と精油事業による林業の六次産業化

群馬県みどり市では、地域で新しい担い手として、地域外から意欲ある方を受け入れ、みどり市の地域力の強化及び地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊制度を活用しています。令和5年度は、林業分野、木材産業分野、農業分野、観光分野、施設管理分野、移住定住支援分野の隊員が活動しており、このうち林業分野の隊員は4名、木材産業分野の隊員は1名です。



群馬県みどり市 地域おこし協力隊 伊藤 友樹さん(活動期間:令和4年度~)

以前住んでいたみどり市の森林資源の豊富さと魅力が忘れられず、地域おこし協力隊制度を利用して戻ってきました。

現在は 地元の自伐型林業実践者および林業事業者のもとで技術を学びながら、同じ林業分野の隊員と共に市有林の整備を行っています。また、伐倒木の枝葉やバイオマス材、地元で活用されていない柚子を利用して精油を抽出しています。将来的には、精油事業を中心に林業の六次産業化を目指しています。



モデルチームの編成による自伐型林業の普及

すくもし

高知県宿毛市は、山の仕事に多くの方が関心を持ち、新規参入につながるよう、関係機関と連携しながら取り組んでおり、とりわけ自伐型林業実践者の育成を進めています。自伐型林業の普及の一環として、平成30年度から地域おこし協力隊の募集を行っており、採用された隊員が自伐型林業の実践を目指し、日々活動しています。



高知県宿毛市 地域おこし協力隊 難波 久美江さん(活動期間:令和4年度~)

令和5年度には4名の隊員が、市内山林を中心に、作業道開設、伐木、集材等の林業に必要な知識・技術の習得に取り組むとともに、市民を対象とした「すくも森林塾」を運営し、新たに林業を始めたい方に対するの普及活動を行っています。

受け持ちの現場や、地元林家や協力隊OBの現場で技術を学んでいます。また、近くの市町村の協力隊と、情報交換をしたり、視察を行ったりしています。休日は、ゴルフやダイビング等、目一杯楽しみながら、定住に向けて活動をしています。



広葉樹天然林を活かした地域活性化

いけだちょう

北海道池田町には、120 km²の広大な広葉樹天然林がありますが、それらの多くは管理が不十分な状況にあります。担い手の不足、維持管理経費に見合わない価値の低さなどの課題解決のため、製炭技術の後世への伝承や山林所有者等による小規模な自伐型林業の実施など、林業振興及び地域活性化に力を発揮して頂ける地域おこし協力隊を募集しました。



北海道池田町 地域おこし協力隊 福家 菜緒さん(活動期間:令和2年度~)

林業が盛んな街で育ち、いつかは十勝で暮らしたいと思っていました。約10年、自然に携わる仕事をしていて、やはり林業の仕事がしたいと考え模索する中、小規模経営が可能な自伐型林業を推進する池田町での隊員募集を知り、林業推進員に応募しました。

林業推進員は、役場産業振興課林務係に席を置き、自伐型林業の推進等のほか、定住に向けた活動も行います。

任期中は伐木等の技術研修、関連する資格取得、活動山林の取得を目指した情報収集、また地域の小学校を対象とした森林環境教育の実践等を行いました。退任後は引き続き同町にて、森林環境教育や木育の活動及び森林空間活用を主とした事業を立ち上げます。





「森林サービス産業」の創出に向けた取組

すぎかし

長野県須坂市では、隊員自身がやりたいことに自由に挑戦出来るよう、フリーミッション制で地域おこし協力隊を募集しています。また、協力隊OBと現役隊員で構成する「地域おこし協議会」を設立し、着任した隊員が抱える課題を解消し、「相談できる仲間がいて」「素早く人脈を築き」「起業まで活動が繋がり」「定住できる」ように取り組んでいます。



長野県須坂市 地域おこし協力隊 野澤 健太さん(活動期間:令和4年度~)

かねてから「自然豊かな長野に移住したい」という思いがあり、地方移住を考えていたところ、市の隊員募集を見つけ、フリーミッション制や協力隊OBによる支援があること、長野市等からのアクセスが良いことなどを理由に応募しました。

現在は、峰の原高原を拠点に「森林サービス産業」の創出に向けて「信州・峰の原高原森林サービス産業推進協議会」を立ち上げ、事務局長として中核を担い、地域と協力して森林・拠点施設の整備のあり方などを検討しています。今後は、峰の原高原を中心に「森林サービス産業」を創出し、担い手づくりに向けて取組を進めます。



協力隊とともにつくる「森のようちえん」

とよおかし

兵庫県豊岡市は市域の約8割を森林が占め、森林と人里をつなぐ「里地里山」の保全と活用が重要です。「里地里山」をはじめとする豊かな自然環境の保全に対する意識を醸成するため、地域おこし協力隊が、市内の林業グループや保育従事者等と連携して、自然保育や自然体験イベント等の活動に取り組んでいます。



～自然を大切にする次世代の“育ち”に向けて～

兵庫県豊岡市 地域おこし協力隊 武藤 保貴さん(活動期間:令和3年度~)

豊岡市の思いに共感し、東京都にある森のようちえんでのボランティア経験を活かして、市内での森のようちえんの立ち上げを実現するため、豊岡市へ移住しました。

市内の林業グループや保育従事者とともに令和3年6月に「森のようちえん つむぐり」を立ち上げ、親子を対象にした自然体験活動を始めました。令和4年度からは本格的に保育事業を始めました。今後は、自然保育の活動に加えて、様々な世代の方を対象とした自然体験や環境保全の活動を進めていきたいです。



北海道木育マスターによる「アカエゾマツの森」の活用

てしかがちょう

北海道弟子屈町は、国立公園内にまたがるロングトレイルコース「摩周・屈斜路トレイル」も整備されており、冬季はスノーシューや歩くスキーで摩周湖や町内の森をめぐるアクティビティも人気です。観光プロモーション活動支援員として地域おこし協力隊を採用しており、現在活動中の隊員は、プロモーションにおいて弟子屈の自然を活用する一環として、北海道木育マスターの資格を取得して活動しています。



北海道弟子屈町 地域おこし協力隊 井出 千種さん(活動期間:令和3年度~)

道内のいろんな山に登り、麓のまちを旅するうちに移住を夢みるようになり、出合ったのが弟子屈町です。町の素晴らしい環境を少しでも多くの人に伝えたくて、志望しました。

弟子屈町・川湯温泉の新たな魅力を創出するため「温泉浴×森林浴」を提唱し、川湯温泉内にある「アカエゾマツの森」に着目し、中学生と町民を対象とした「アカエゾマツの森の散策と森林講座」の開催、観光客へのプロモーションを実施するとともに、「北海道の針葉樹」をコンセプトにしたショップもオープン。今年度は、これらを活かしながら「北海道の森」により親しんでもらえるようなイベントを実施したいと考えています。





現役・OBOG協力隊員による 自伐型林業チーム「津和野ヤモリーズ」

つわのちよう

島根県津和野町は、町の森林を活かすため、地域おこし協力隊制度を活用して、自伐型林業チーム「津和野ヤモリーズ」を編成し、壊れない作業道づくりと長伐期択伐施業による持続可能な林業を軸とした津和野式自伐型林業を実践しています。現在5名が隊員として活動しており、10名が卒業生として山の仕事に携わっています。



島根県津和野町 元地域おこし協力隊 有村 望さん(活動期間:<平成28年度~平成30年度>)

持続可能な環境保全型林業である自伐型林業を学ぶため津和野町へ移住しました。任期中は津和野町で管理している山をフィールドとして、他のメンバーと試行錯誤しながら壊れない作業道づくりと搬出間伐の技術を習得しました。

退任後は、個人事業主として、町内の森林整備を行うとともに、自分で伐り出した木材を用いて木工品の作成・販売などに取り組んでいます。



森林組合への就業と 「緑の雇用」事業によるさらなるスキルアップ

あさひまち

富山県朝日町は、平成27年度から地域おこし協力隊を採用しており、現在は、農業、漁業、交通、DX分野にて7人の隊員が活動しています。林業における元隊員は、勉強と経験を重ね、今では森林整備の中心的担い手、森林組合において大活躍しています！



富山県朝日町 元地域おこし協力隊 瀬川 大輔さん(活動期間:平成30年度~令和元年度)

私は、趣味が山歩きで、朝日岳に登った時に、北アルプスの美しい自然環境に魅了されました。自然豊かな地域での生活や仕事に憧れを持ち、移住をするなら林業をやりたいと思っていました。ネットで検索していたところ、朝日町での林業という形で協力隊の募集を見つけ、応募しました。任期中は、新川森林組合朝日支所に在籍し、林業技術講習に参加するとともに、保育作業や作業道の整備などに従事し、林業技術を習得しました。

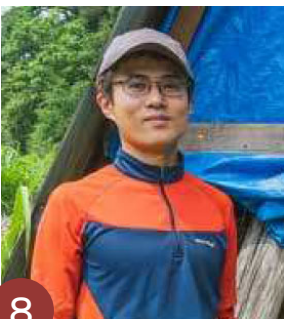
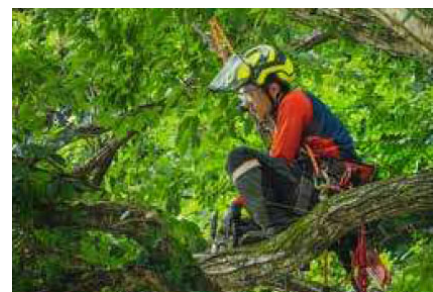
退任後は、同組合に就職し、「緑の雇用」事業を活用しました。引き続き、技術の向上を図りながら、素材生産事業などに従事しています。



協力隊OBが設立した有限責任事業組合に参画

ながはまし

滋賀県長浜市は、豊かな森林資源を有することから、林業の他に、森林ガイドや特用林産物の生産販売、狩猟等による複業型での「自伐型林業」の実践に向けて、地域おこし協力隊を募集しています。



滋賀県長浜市 元地域おこし協力隊 子林 葉さん(活動期間:平成30年度~令和3年度)

両親の移住計画をきっかけに、長浜市との縁が生まれ、地域の人たちと交流する中で、移住への思いを強くしました。父方の祖父が木曾の林業家であったことや自然に囲まれて仕事ができることから、元々、林業に関心があり、自伐型林業の地域おこし協力隊に応募しました。任期中は、林業に必要な資格の取得を中心に、森林整備や樹上作業、炭焼き、庭木の剪定等に取り組みました。

退任後は先輩隊員が立ち上げた「有限責任事業組合 木民」に所属し、仕事を続けています。



地域の森林資源を活用した木工スタートアップ

～若者の木工起業支援による、森の持続可能な森づくり・まちづくり～

あげまつまち

長野県上松町は、厳しい環境で育つ木曽ひのきが目が詰まり質の高い素材として古くから木材産業を支えてきました。「木工の東大」とも呼ばれる上松技術専門校(職業訓練校)には、毎年全国から木工を志す若者が集まり1年間の訓練期間を上松町で過ごします。地域おこし協力隊制度と連携し、技術専門校の修了生が町内で木工起業をするための体制づくりと、町の豊かな森林・木材資源を活かした製品の特産化・PRに取り組んでいます。



長野県上松町 元地域おこし協力隊 小林 信彦さん(活動期間:平成30年度～令和2年度)

地域おこし協力隊の3年間では、町内の空き工房を改修して技術専門校OBが木工起業をするための拠点を整備したり、商店街の空き店舗を活用し木工製品を展示・PRするギャラリーをリノベーションしました。

卒隊した今でも住民の一人として、「技術専門校に集った若者たちが、木工・林業を生業として自分らしく生きることができるまち」を目指して活動しています。



自然豊かな地域で「半農半しいたけ」の複合経営

やまぐちし

山口県山口市は、外部人材を活用し、地域活力の維持・強化を図るため、地域おこし協力隊を採用しており、現在活動中の隊員は、本市の特産品であるりんごの伐採材を活用したワークショップの開催や木のおもちゃによる木育活動、森林が持つセラピー機能を活かしたテントサウナの体験など、本市に豊富にある森林資源を活かした魅力の発信に取り組んでいます。



山口県山口市 元地域おこし協力隊 今仁 有希さん(活動期間:令和元年度～令和4年度)

里山地域で暮らし林業に関する仕事がしたいと考え、山口市徳地に移住しました。任期中は山口県椎茸農業協同組合で流通や販売について学び、生産者の方々と交流を図りながら原木しいたけ生産の現状など情報収集をしました。技術の習得では人工ほだ場を利用した栽培を行い、先輩生産者から原木伐採の手順や機械操作、植菌から収穫まで現場ならではのコツや注意点などを教わることができました。

退任後は就農し「半農半しいたけ」の複合経営で地場製品の生産拡大と新規生産者の獲得に繋げていけるよう活動を続けています。



「森林サービス産業」で地域おこし

しろうし

兵庫県宍粟市は、自然豊かな特色を活かし、森林セラピー®・宍粟50名山・マウンテンバイクなどの森林にまつわる様々なアクティビティを展開しています。企業の健康経営をターゲットとして、森林を活用したワークショップやメンタルヘルスなどの取組を進めています。



兵庫県宍粟市 元地域おこし協力隊 加藤 智子さん(活動期間:平成28年～平成30年)

森林×健康づくりという内容に興味を持ち、地域おこし協力隊として3年間森林セラピー®の活動をしてきました。

任期満了後も定住し、森林セラピーガイドの活動を続けています。現在、新たな森林セラピーメニューの企画・開発にも力を入れています。

① 予算措置

○議会の議決 ※対象経費に留意

② 実施要綱等の作成

○地域の受入れニーズの把握
○実施要綱、設置要綱の作成
○募集要項(業務概要、待遇等を記載)の作成



③ 協力隊員の募集

○団体のサイトや広報誌、一般社団法人
移住・交流推進機構(JOIN)のサイト(☆)等で公募

☆地域おこし協力隊オフィシャルサイト(移住・交流推進機構(JOIN)ホームページ)

<http://www.iju-join.jp/chiikiokoshi/>

○移住・交流情報ガーデンの活用

https://www.iju-join.jp/join/iju_garden/index.html

○都市部での説明会の実施



④ 選考・面接

○候補者の要望聞き取り ※地域要件に留意

⑤ 協力隊員の決定

⑥ 事前説明・準備

○隊員への事業の詳細の説明
○地域での役割、心構えなどを学ぶ研修の実施
○現地説明会の実施(住民との顔合わせ)
○隊員の年間活動計画の策定
○隊員の生活環境のサポート



⑦ 委嘱手続き ～活動期間中

○隊員の住民票を異動、委嘱状交付 ⇒ **活動開始!**
○サポート体制の構築(研修の実施、活動状況の把握等)
○隊員の活動状況をホームページ、広報誌等でPR
○地域内外との交流の機会の確保
○任期終了後の隊員の定住・定着に向けた支援
○特別交付税の基礎数値報告

お問い合わせ先

◇ 本パンフレット 及び 林業分野の支援策について

林野庁 森林利用課 山村振興・緑化推進室 TEL:03-3502-0048

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sesaku.html>



◇ 地域おこし協力隊について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 TEL:03-5253-5394

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html





森の中で 社員等向けの プログラムを はじめませんか

企業研修、ミーティング、福利厚生などに、森林でのプログラム等を活用いただくことで、社員のメンタルヘルスや健康づくり、チームビルディング、新たな視点の獲得、SDGsへの貢献など様々な効果が期待できます。

森林でのプログラム等を提供する地域（森林サービス産業推進地域）と、サービス利用に関心のある企業をつなぐフォーラムを開催します

こんな企業におすすめ

- ✓ 健康経営やWell-beingに取り組みたい
- ✓ 対面で会う機会が少ない社員のチームワークやコミュニケーションを高めたい
- ✓ 五感を研ぎ澄まし、プロジェクトに新たな視点を盛り込みたい
- ✓ 都心を離れ、自然の中で社員研修を行いたい



長野原町地域

山村と企業をつなぐ フォーラム

2024

2/7

(水)

13:00

開場
12:30

17:00



上山市地域

参加費無料

定員：会場100人、オンライン200人

場所

木材会館7階大ホール
(東京都江東区新木場1-18-8)

主催

林野庁

申込

申込フォームから事前に申し込みください。
<https://questant.jp/q/sansonforum>
(申込期限：1月31日(水))



プログラム

第1部

基調講演

森林でのプログラムを活用する企業からの発表
森林サービス産業推進地域からのプレゼン など

第2部

参加企業と森林サービス産業推進地域との交流

詳細は裏面をご覧ください



お問い合わせ先

- (株)JTB総合研究所 白井 k_usui725@tourism.jp
- 林野庁 山村振興・緑化推進室 櫻井、井村 forest_style@maff.go.jp

フォーラムの主な対象

- 森林でのプログラム等の活用に関心がある企業・団体
- 森林サービス産業推進地域の関係者
- 森林サービス産業に関心がある方



プログラム

第1部 13:00～15:30

基調講演 一般社団法人森と未来 代表 小野なぎさ氏

「今、わたしたちが森から学ぶべきこと ～山村から学ぶ循環と健康の知恵～」



企業ニーズ調査報告

JTB総合研究所

企業における活用事例の発表

- ・TOPPANグループ健康保険組合
専務理事 加藤博信氏
- ・モビルス株式会社
アドミニストレーションユニット ディレクター 京野耕次氏
- ・株式会社ウンノハウス
人材開発室 主任 円山ゆき子氏

森林サービス産業推進地域からの プレゼンテーション

森林サービス産業推進地域（下記参照）

第2部 15:30～17:00 ※会場参加者のみ参加できます

企業と各森林サービス産業推進地域との交流

会場にブースを設けており、自由にご相談いただけます。

フォーラムでプレゼン予定の森林サービス産業推進地域



その他、滋賀県庁、熊本県庁がブース設置予定です。

本フォーラムは、JTB総合研究所が受託した令和5年度林野庁「新たな森林空間利用創出対策」の一環として開催します。

森林サービス産業について、詳しくは林野庁HPで紹介しています。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou.html>

